

ID: 157

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市草地条例 第6条		
例 規 番 号	平成17年条例第124号		
【根拠条文】 (承認の取消し等) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認の全部若しくは一部を取り消し、又は当該草地の利用を制限することができる。 (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 草地が著しく不良になったとき。 (3) 災害等の理由により草地の利用ができなくなったとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が草地の管理上支障があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日